

訴状要約時の代理人意見

弁護士 加島宏

訴状の要約は以上ですが、一つ付け加えさせていただきます。

監査結果で、監査委員は、京都府知事等の一連の参列・拝礼を、「宗教と関わり合いを持つ」と認めていながら、続けて次のように述べています。

第1点－大嘗祭も主基田抜穂の儀も「皇位継承の際の、皇室の重要な伝統儀式」である、第2点－知事等は宮内庁からの案内を受けてそれらに参列・拝礼したものである、第3点－よってその行為は、憲法の定める「象徴天皇」の即位に、祝意及び敬意を表する「目的」で行われた社会的儀礼であり、その「効果」も、特定の宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるようなものでない。

この論理は、約20年前に出た、大分抜穂の儀違憲住民訴訟に関する最高裁判決の論理を全面的に借用したものです。

しかし、この論理には実は大きな飛躍、誤魔化しがあります。なぜなら、最高裁は、新憲法下の天皇とそれまでの天皇を同一、同性質と前提しているからです。

しかし、新憲法下の天皇は最早それ以前の天皇ではない、新憲法下の天皇の地位は全面的に「国民の総意に基づく」のであって、伝統や神話に基づくものではないのです。最高裁の論理の根底にある憲法理解は間違っています。

皇位の継承について、新憲法と同時に定められた法律である皇室典範第三条に、「天皇が崩じたときは、皇嗣（こうし）が、直ちに即位する。」と明確に規定しており、皇位継承に伝統的儀式は必要がないのです。

天皇家が皇位継承の機会に、儀式を行うか、どのように行うかは天皇家の思想・信条・信教の自由、プライバシーの問題です。しかし、はっきりしていることは、大嘗祭がなくても、高御座や三種の神器を持ち出すような即位礼がなくても新天皇は即位するのです。大嘗祭や高御座と三種の神器を持ち出すことが天皇家にとっていかに重要であっても、どれだけ繰り返されてきたものであっても、最早天皇家の私的儀式です。中曽根内閣以来の政府見解のように、公的性格を認めたり、これに公費を支出したりすることは違憲行為以外の何ものでもありません。

それなのに、皇室神道の中核的儀式である大嘗祭や即位礼正殿の儀に公的資格で参列拝礼したことにより、京都府知事らは、神の子孫である天皇による人民支配の神話に加担してしまったのです。

まことに残念なことに、最高裁判事たちが代替わり諸儀式に参列拝礼をした事実があります。しかし、貴裁判所はその独立性と良心、そして憲法に基づき、十分審理をつくされるよう望むものであります。

以 上